

税制改正についての基本的考え方(案)

平成 22 年 12 月 9 日
自由民主党 政務調査会

直面する経済の低迷、社会保障の不安、安全保障への懸念等、急速な少子高齢化の進展や社会情勢・環境の変化に伴う内外の課題を克服し、安心・安全な社会を創るには、政策の戦略的かつ機動的ダイナミックな展開が必要である。国の予算及び税制を包括する財政が、これを実現する不可欠な手段である

近年、財政状況の危機的な悪化により、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差の是正など、必要な分野への資源配分が進まず、あらゆる面で支障をきたしている。急速に進む少子高齢化の中、もはや借金頼みは限界にきており、財政の対応力を回復するには、消費税を含む税制抜本改革を断行する以外にこの局面を乗り越えることはできない。わが党が「財政健全化責任法(案)」を提出したのはこの趣旨による。

財政の戦略的対応を適時適切に実行するには、「財政健全化責任法」の成立を担保として一時的に借金を増やしたとしても、目先にとられることなく、時間軸の中で財政再建を成し遂げるには税制抜本改革はできるだけ速やかに実施しなければならない。

国・地方の厳しい財政状況は、もはや一刻の猶予もないが、民主党は税制抜本改革からひたすら逃げているばかりである。わが党は昨年末の「平成 22 年度税制改正に関する基本的考え方」及び本年 7 月の参議院選挙公約においても消費税の引き上げを含む税制抜本改革を国民に約束している。

わが党政策の基本は綱領に示す通り、社会の基本は「自助」であり、経済活動の主体は企業、個人である。元気で頑張れる人に頑張ってもらわねばならず、その人たちが社会を前進させる力である。しかし、自助努力への支援を強化するとともに、かつて努力したが長寿化のため十分な努力ができなくなった人たち、何らかの理由でハンディを背負った人たちには家族や地域やボランティアで支えあう「共助」が必要である。そして更に足らざるところはセーフティネットとしての政府や自治体による「公助」、つまり自助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、改めて温かい社会を築きなおす必要がある。過度な公助への依存は自助の努力を削ぐことになるだけでなく、過大な財政負担を必要とすることを考えれば、高齢化の進展の中だからこそ、自助努力を促す仕組みが不可欠である。税制を考える上でも、こうした考えを基本的支柱の一つに据えるべきである。

民主党は「控除から手当へ」を標榜しており、マニフェスト政策の象徴である子ども手当の財源を人的控除の廃止・縮減によって捻出する等、バラマキのため

に理念なき財源あさに終始している。

そもそも、マニフェスト自体が既に破綻を来しており、国民からの支持も失いつつある。それにもかかわらず、未だにマニフェスト政策に拘泥していることは理解しがたい。

特に、民主党政権は、国内での議論のなされないままに示された 1990 年比 CO₂25%削減という突出した数値目標、製造業への派遣禁止、最低賃金の拙速な引き上げなどの「雇用空洞化推進政策」が未だに掲げられており、財政や税制による景気対策の効果が打ち消されることになり、直ちに政策転換すべきである。

以上を踏まえ、わが党の税制抜本改革の基本方針及び平成 23 年度税制改正についての重要課題について述べる。

なお、政府税制調査会の大綱が出された際には、別途わが党の見解を申し述べることにしたい。

第一 税制抜本改革の基本方針

1. 税制改革の役割

安心で活力ある経済社会を実現するため、子育て支援等の少子化対策、経済構造の転換を通じ人口減少に歯止めを掛けつつ、国民生活の基本である「雇用」を守り、創っていくには、経済活動の活性化や成長力の強化により雇用する力を目指すことが大命題であり、国内での事業環境の整備こそ政府の役割である。

また、様々な格差に対してもセーフティネットの構築により、その拡大を防がなければならない。同時に、急速に進展するグローバル化への対応や地球環境を守る観点から、国民の生活や経済活動の低炭素化を促進する必要がある。

こうした諸課題に的確に応える財政構造とするには、近年最大の歳出増加要因となっている社会保障給付費の増大について、給付と負担のバランスを確保することが急務である。すなわち、社会保障制度について、その機能強化と効率化を図る一方、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

税制改革は、中期的に目指すべき骨太な税制の姿を明らかにしつつ、整合的かつ計画的に対応するものでなければならず、まさに財政構造改革の中核的課題である。中期的な財政再建の道のりを示さず、安定財源を確保しないまま有権者の歓心を買うためのバラマキ給付を拡大することは、国民生活の安定と経済活動の予見可能性を損ない、将来世代への責任を放棄するものである。

2. 安心社会実現のための税制抜本改革

以上のような考え方に立って、わが党は、参議院選挙において消費税を含む税制抜本改革についての考え方を明らかにした。すなわち、安心して豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現するため、平成 21 年度税制改正法附則や「中期プログラム」による道筋に沿って検討を加え、2011 年度までに必要な法制上の措置を講ずるとされた多年度にわたる抜本的税制改革の具体的方向性を明らかにしている。その際、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、税制抜本改革の実施時期については、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

消費税については、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充てることを予算・決算において明確にした上で、経済成長戦略とムダ削減の不断の努力を行いつつ、消費税の税率を引き上げる。

消費税等については、

(1) 少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用 (7 兆円)

※7 兆円の中身としては、

- | | |
|---|---|
| I. 基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げ分 (2.5 兆円) | } |
| II. 医療：医療の充実と負担増の軽減 (1 兆円程度) | |
| III. 介護：介護の充実と負担増の軽減 (1 兆円程度) | |
| IV. 年金：基礎年金制度の充実 | |
| V. 子育て支援策等：子育て支援等の充実 | |
| VI. 障害者等：障害者施策の充実 | |
- (合わせて 2.5 兆円程度)

(2) 高齢化の進展に伴う今後必要な社会保障費の自然増分 (初年度 1 兆円)

(3) 現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介護にかかる費用

(7.3 兆円)

等を考慮し、当面 10%とすることとし、政権復帰時点で国民の理解を得ながら決定する。その際、食料品の複数税率等、低所得者への配慮も併せて検討する。

なお、抜本改革の検討に当たっては超党派による円卓会議等を設置し、国民的な合意形成を図る。

3. 「財政健全化責任法」の早期成立

わが国の国及び地方公共団体の財政は経済社会情勢や国際情勢の変化等、財政を取り巻く環境が大きく変容している中、平成 22 年度末には長期債務残高が約 900 兆円、対 GDP 比では 200%に迫るなど極めて危機的な状況にあり、まさに歴史的にも衝撃的な水準にきていることは、誰の目にも明らかである。

「恒久政策には恒久財源」原則を貫く等、責任ある財政運営を行い、将来世

代への過度な負担の先送りを食い止めるためには、財政健全化目標を定め、目標の達成状況を国民の前に明らかにすることが必要である。また、財政や国債に対する市場の信認を得続けるには、財政の健全化を計画的に実施すること以外にない。将来を見据えつつ、いま財政再建の道筋をつけることは、責任政党としての自由民主党の矜持であり、「財政健全化責任法」を国会へ提出したのはこの故である。恒久財源のない恒久政策は、将来に借金を残すだけであり、将来の納税者の汗の結晶の使用選択権を奪うようなことは到底容認できない。

わが党の「財政健全化責任法」は、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対 GDP 比を位置付け、これを 2010 年代半ばにかけて安定化させ、2020 年代初めには安定的に引き下げる。このため、今後 10 年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。

また、当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、五年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字の対 GDP 比の半減を目指す。

さらに、政府は、社会保障制度等の改革に必要な措置及びこれに要する安定財源の確保のために、平成 21 年度の所得税法等改正法附則 104 条 1 項前段に定める道筋その他同条の趣旨に従って、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うために必要な法制上の措置を講じる旨、規定している。

一刻も早く、信頼できる持続可能な財政構造を確立することが必要であり、この認識を超党派で共有するためにも、「財政健全化責任法」の速やかな成立を期す。

4. 国と地方の税財源のあり方

国・地方の財源・税源配分について、税制抜本改革とワンパッケージで行うべきであり、地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとする。

具体的には、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人 2 税の在り方を見直し、まずは国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指す。

また、国・地方が共に規律と責任ある財政運営を行うためにも、地方自身も増収に向けての自己努力を行う必要がある。

第二 平成 23 年度税制改正についての重要課題

1. 総論

税制改正は、中長期的な視野に立って整合的、計画的に対応すべきであり、マニフェストに掲げた歳出項目の実現にとらわれ、財源探しに終始するようなことがあってはならない。併せて、現下の厳しいわが国の経済情勢にどう対応していくのか、どういった経済成長を目指していくのか、明確な戦略の下に進められるべきである。

わが党は、法人課税や地方税制等の重要な事項について、消費税を含む抜本改革の中で検討し、平成 21 年度の所得税法等改正法附則 104 条 1 項前段に定める道筋その他同条の趣旨に従って、2011 年度までに多年度にわたる抜本的税制改革法案の具体的内容を明らかにすることとしている。

なお、政策税制、租税特別措置等については、今年の「平成 22 年度税制改正に関する基本的考え方」でも示したように、補助金に劣らず有効な政策手段であり、一律的に「性悪説」をとることは適当ではない。

2. 各論

(1) 個人所得課税

「控除から手当へ」との考えの下で創設された子ども手当の上積みの財源として、民主党政権が配偶者控除の所得制限や人的控除、給与所得控除の見直しを無原則に行うことは、子ども手当というバラマキ政策のツケを取り繕うための理念なき財源あさりと言う他ない。

個人所得課税については、本来、税制の抜本改革の一環として、所得税体系のあるべき姿という見地から、各種控除や税率構造を一体として見直すことが必要である。各種控除については、格差の是正や所得再配分機能の回復の観点から踏まえ、時代に対応した人的控除制度へと見直すべきであるが、所得税・住民税は、その構造次第では、個人の価値観やライフスタイル、家族構成等を左右する。特に、税制面において長年涵養されてきた家族の結び付き、絆を根本から揺るがしかねない。

さらに、所得の多寡によらず役員のみ負担を押し付ける控除の見直し、組合費を特定支出控除の対象に追加する等、税の公平性等の観点から不適切な税制の変更は断じて許されるべきではない。

また、個人住民税の生命保険料控除廃止などは自助努力を抑制するものであり、適当ではない。

(2) 法人課税

雇用の場の確保のためには、企業の活力が不可欠である。そのため、行き過ぎた労働政策や環境政策等、アンチビジネス政策を改めるとともに、法人税率における海外との格差をなくし、企業の海外流失を防ぐ必要がある。

そのため、法人税については、社会保険料を含む企業の実質的な負担に配慮しつつ、法人税率を国際標準の 20% 台に思い切って減税する。なお、中小企業については、個人事業主との課税のバランスに配慮しつつ、さらに引き下げること検討する。

一方、引き下げに伴う財源について、民主党政権は「研究開発税制の大幅縮減」や「特別償却・割増償却の廃止」「異常危険準備金」等の租税特別措置の見直し、「減価償却制度の抜本的見直し」「欠損金の繰越控除の制限」「受取配当益金不算入の廃止」「貸倒引当金等の廃止・縮減」「事業用資産の買換え特例の廃止・縮減」などを検討しているが、本末転倒の議論である。無原則な財源あさはすべきではない。

わが党は、法人税減税の財源を法人税体系の中でのレベニューニュートラルに囚われることなく、税制抜本改革を視野に子ども手当等のバラマキ予算の停止・縮減、公務員人件費削減等で賄い、実質負担の軽減を図ることを強く主張する。

(3) 資産課税

相続税・贈与税については、税本来の趣旨及び老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を図る。

なお、現行の死亡保険金等に係る相続税の非課税限度額については、維持すべきである。

(4) 環境税

環境税の検討に当たっては、明確な理念を示すことが不可欠であり、税制抜本改革と一体で行うべきである。しかるに、政府・民主党が検討する地球温暖化対策税（環境税）の唐突な導入は、具体的な地球温暖化対策を示さず、特に、排出量取引や森林吸収などを含めて全体像が全く不透明、かつ使途も不明確で単なる財源あさりと断ぜざるを得ない。こうした安易な導入は国民生活や産業活動に甚大な影響、特に国内産業が海外に移転してしまうだけでなく、雇用も喪失する等、まさに雇用空洞化を加速させるものに他ならない。断固反対する。

揮発油税等の暫定税率分については、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえ、抜本改革ま

で現行の税率水準を原則維持する。

自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討する。

(5) 具体的な政策税制等

○ 金融証券税制

上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置（10%）は、経済を活性化し国民生活を豊かにするため、平成23年度までの時限措置として設けられた。現下の経済・金融情勢を踏まえれば、軽減税率の廃止は、デフレ経済下で足踏みしているわが国の証券市場に水を差し、ひいては消費を減退させ、さらに景気を後退させかねない。経済の持続的な成長を支える政策的な意義は大きく、軽減税率の延長が必要である。

○ 真に必要な租税特別措置の拡充・延長・恒久化

租税特別措置については、制度の有効性等を検証して、不断の見直しを行う必要はあるが、財源あさりのために真に必要なものまでを廃止・縮減することは断固反対である。

特に、わが国の基盤的産業における国際競争力を確保し、中長期的に国内投資を維持するために、ナフサ（石化製品製造用）、石炭（鉄鋼、セメント等の製造用）の原料用途免税等は恒久化すべきである。

また、わが国の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業等に対する中小企業基盤強化税制や中小企業情報基盤強化税制の他、トン数標準税制の拡充や本年度末で適用期限を迎える租特の中で人材投資促進税制等、技術開発・設備投資等に資するものは拡充・延長・恒久化すべきである。

○ 適用期限を迎える住宅関連税制特例措置等

住宅建設は土地及び住宅設備等、経済波及効果が大きく、その販売の増加は景気回復に好影響をもたらすものである。

現在、住宅ローン減税、新築住宅に係る固定資産税の減額措置等、住宅を購入するインセンティブとなる税制が行われているが、現下の厳しい経済情勢に鑑み、適用期限を迎える下記の住宅や不動産取得等に係る各種税制措置の延長を行うべきである。

- ・住宅に係る登録免許税の軽減措置
- ・不動産の譲渡等に係る印紙税の特例措置
- ・住宅のバリアフリー改修工事に係る所得税の特別控除
- ・住宅の省エネ改修工事に係る所得税の特別控除
- ・取得する土地の将来譲渡益に係る1000万円控除
- ・保有する土地の将来譲渡益に係る繰延制度

○ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限の延長等

宮崎県において発生した口蹄疫の発症は一県の問題ではなく、全国的に畜産農家に影響を与えている。こうした現状と昨今の厳しい畜産経営に鑑み、さらに、生産サイクルが長期間にわたる肉用牛生産において、再投資・再生産を確保する観点から、免税措置は極めて重要なものであり、同特例措置の延長等、総合的な税制上の措置を講じるべきである。

○ たばこ税

民主党政権は平成 22 年度税制改正で本年 10 月 1 日から 1 本あたり 3.5 円という過去例のない大增税を行ったばかりである。たばこ税については、たばこと健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要であり、2 年連続の増税には断固反対である。

(6) その他

○ 納税者番号制度

行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、特に年金を始めとする社会保障サービスの向上・進展や所得課税の更なる適正化を図る。

そうした観点から、納税環境の整備を図るため、現行の住民票コードの活用や社会保障番号との関係について検討を行い、国民の理解を得つつ、納税者番号制度の早期導入に向けた準備を進める。

政府・与党の税制改正議論はわが党の税制改正についての基本的考え方と全く異なっているだけでなく、理念の全くない増税色が強く打ち出された内容になる可能性が高い。

わが党は、日本経済を救い、国民の生活を守り、向上させるため、来年の通常国会において民主党政権の税制改正の問題点を国民の前に明らかにし、厳しく質していく。